

令和 6 年度 行政職給料表の作成について

今年度の改定手法

人事委員会からの意見を踏まえた改定を実施するため、次の考え方による改定率を、現行の給料月額に乗じて改定額を算出（100 円未満四捨五入）し、当初改定額を設定した。

なお、給料表の構造を維持しつつ改定を実施するため、これまでどおり、まず基幹号給に対して改定額を設定した。

また、国の改定傾向と同様に、若年層に特に重点を置くとともに、おおむね 30 歳台後半までの職員にも重点を置きつつ、40 歳台以上の職員に対して適用される級及び号給については定率を基本として引上げを行った。

(1 級) 高校卒の初任給の基幹 1 号給から 3 号給までを 21,400 円の引上げ、次の基幹 4 号給から 6 号給まで改定率を 0.03% ずつ遞減させ、大学卒の初任給の基幹 7 号給及び大卒暫定措置初任給の基幹 8 号給を 23,800 円の引上げとし、次の基幹 9 号給から 24 号給まで改定率を 0.69% ずつ遞減させ、大学卒のモデル昇給で 40 歳時点に適用される基幹 25 号給で定率である 1.12% の引上げとした。

(2 級) 昇格時の号給対応とのバランスを考慮し、大学卒の初任給及び大卒暫定措置初任給に対応する基幹 2 号給までを 23,800 円の引上げとし、次の基幹 3 号給から 19 号給まで改定率を 0.65% ずつ遞減させ、大学卒のモデル昇給で 40 歳時点に適用される基幹 20 号給で定率である 1.12% の引上げとした。

(3 級) 昇格時の号給対応とのバランスを考慮し、基幹 1 号給は、2 級の基幹 8 号給に対応するため 20,600 円の引上げとし、次の基幹 2 号給から 13 号給まで改定率を 0.59% ずつ遞減させ、大学卒のモデル昇給で 40 歳時点に適用される基幹 14 号給で定率である 1.12% の引上げとした。

(4級) 昇格時の号給対応とのバランスを考慮し、基幹1号給は、3級の基幹7号給に対応するため14,300円の引上げとし、次の基幹2号給から基幹8号給まで改定率を0.51%ずつ遞減させ、大学卒のモデル昇給で40歳時点に適用される基幹9号給で定率である1.12%の引上げとした。

(5級) 昇格時の号給対応とのバランスを考慮し、基幹1号給は、4級の基幹10号給に対応するため3,800円の引上げとする。大学卒のモデル昇給で30歳台に適用される基幹号給は基幹1号給のみのため、次の基幹2号給からは定率である1.12%の引上げとした。

(6～8級) 大学卒のモデル昇給で40歳時点以上に適用される基幹号給のみのため、定率である1.12%の引上げとした。

給料表構造を維持するための立上調整については、これまでどおりマイナスで行うことを基本としているが、号給間差額の維持調整及び昇格対応の維持調整について、マイナスで行なうことが困難な場合には、一部プラスで行っている。立上調整後、残った原資を最終調整に使用することとする。

立上調整の内容については次のとおりである。

○ 同一級内の改定額の上下関係

(マイナス改定時に上位号給に向けて改定額（マイナス）を上昇させること)

プラス改定であるため、調整は不要。

○ 同一級内の号給間差額（昇給カーブを現行から変更しないこと）

各級において同一級内のバランスを保つ観点から、新たな双山が発生しないように調整を行っている。また、定年引き上げに伴う7割措置を

考慮し、同一級内での号給間差額は最低 200 円以上、基幹間差額であれば 800 円以上になるよう調整を行っている。

1 級の基幹 11 号給から 25 号給までについて、マイナスで調整を行うことが困難であったため、基幹 11 号給及び 12 号給にプラス 100 円からプラス 200 円まで、基幹 14 号給から 16 号給までにプラス 400 円から 2,100 円まで、基幹 18 号給から 25 号給までにプラス 5,000 円からプラス 14,900 円までの調整を行った。

2 級は基幹 3 号給から 8 号給までにマイナス 400 円からマイナス 1,300 円まで、基幹 20 号給にマイナス 100 円の調整を行った。

3 級は基幹 2 号給から 12 号給までにマイナス 800 円からマイナス 2,300 円まで、基幹 15 号給から 19 号給までに、マイナス 100 円からマイナス 3,300 円までの調整を行った。

4 級は基幹 4 号給から 6 号給まで及び 15 号給に、マイナス 100 円の調整を行った。

5 級は基幹 14 号給に、マイナス 100 円の調整を行った。

○ 昇格対応先との級間の号給間差額の維持調整

(昇格前号給の間差額より昇格後号給の間差額を大きくすること)

4 級までについては、40 歳時点に適用される基幹号給まで改定率を遞減させていくことが基本とする中で調整は困難である。5 級以上については、定率を基本とした改定のため調整は不要である。

○ 改定前後の号給間差額の維持調整

(改定前の間差額より改定後の間差額を大きくすること)

4 級までについては、40 歳時点に適用される基幹号給まで改定率を遞減させていくことが基本とする中で調整は困難である。5 級以上については、定率を基本とした改定のため調整は不要である。

- 昇格対応における改定額の級間調整
 - (マイナス改定時に昇格前号給の改定額より昇格後号給の改定額のマイナス大きくすること)
 - プラス改定であるため、調整は不要。
- 昇格対応の維持調整（現行の昇格対応を変更しないこと）
 - 1級は、基幹9号給についてはマイナス400円、基幹13号給についてはプラス400円、基幹17号給についてはプラス3,500円の調整を行った。
 - 2級は、基幹9号給から15号給までについてはマイナス300円からマイナス1,600円までの調整を行った。
- 残った原資の配分については給料表構造を維持しつつ、次の順序で配分を行った。
 - ① 立上調整（マイナス）を行った基幹号給に対して給料表構造を維持する範囲で復元。
 - 2級は基幹10号給から22号給までに、プラス200円からプラス1,600円までを配分。
 - 3級は基幹1号給から20号給までに、プラス100円からプラス3,500円までを配分。
 - 4級は基幹3号給から9号給までにプラス100円からプラス300円まで、基幹13号給から15号給までにプラス100円を配分。
 - 5級は基幹13号給及び14号給に、プラス100円を配分。
 - ② 1級基幹20号給から25号給までに、間差額が各級の中で最も小さい間差額である1,000円となるよう、プラス200円からプラス1,200円を配分。

③ 上記①及び②の配分後の原資については、改定額が 4,000 円未満となっている 4 級基幹 10 号給及び 11 号給について、改定額が 4,000 円以上となるように、4 級基幹 10 号給にプラス 200 円、4 級基幹 11 号給にプラス 100 円を配分。

同様に、改定額が 4,000 円未満となっている 5 級基幹 1 号給について、改定額が 4,000 円以上となるようにプラス 200 円を配分。

給料月額が現給保障の適用を受ける職員については、その者の現給保障額をその者が受ける級号給の改定率で改定を行うこととする。

上記を踏まえると、本則値適用者と現給保障適用者の改定率等については、次の表のようになる。

(給料月額改定率 3.07% (本則値適用者のみ 3.05%))

	平均 (円)	改定額 (円)	改定率 (%)
給料月額	320,521	9,828	3.07
うち、本則値適用者	320,807	9,791	3.05
うち、現給保障適用者	295,325	13,061	4.42
扶養手当	8,576		
管理職手当	7,516	199	2.65
地域手当	53,871	1,604	2.98
住居手当	7,718		
単身赴任手当	107		
比較給与	398,309	11,631	2.92

その結果、最終的な各級の改定率等は次のとおりである。

	初号付近			最高号給			平均改定率	現給保障適用者を含む平均改定率
	給料月額 (改定前)	改定率	改定額	給料月額 (改定前)	改定率	改定額		
1級	162,700	13.15%	21,400	245,300	7.66%	18,800	11.66%	11.55%
	170,900	13.28%	22,700					
	183,100	13.00%	23,800					
	191,800	12.41%	23,800					
2級	179,700	13.24%	23,800	313,400	1.44%	4,500	7.34%	7.22%
3級	234,800	9.07%	21,300	353,800	1.13%	4,000	2.39%	2.38%
4級	274,600	5.21%	14,300	382,900	1.12%	4,300	1.28%	1.28%
5級	346,700	1.15%	4,000	425,100	1.13%	4,800	1.13%	1.13%
1～4級 平均							3.59%	3.61%
1～5級 平均							3.33%	3.34%
6級	379,700	1.13%	4,300	462,900	1.12%	5,200	1.12%	
7級	484,100	1.12%	5,400	492,900	1.12%	5,500	1.12%	
8級	530,200	1.11%	5,900	577,200	1.13%	6,500	1.12%	
6～8級 平均							1.12%	
1～8級 平均							3.05%	3.07%

※ 1級初号付近の給料月額は初任給（上から高校卒、短大卒、大学卒、大学卒暫定措置）

なお、再任用職員については、各級の平均改定率に基づき改定を実施した。